

立命館大学大学院理工学研究科 学生員 ○米本 浩也
立命館大学理工学部 フェロー会員 村橋 正武

1. はじめに

京都市は世界に誇る歴史都市であり、その歴史的景観は京都市のみならず日本にとっても重要であることから、良好な景観の形成が求められている。そうした中で、京都市の特徴的な景観の一つに、歴史的建築物がつくり出す町並みの連続性があり、町並みの連続性をつくり出すことは、京都の景観形成の重要な鍵である。しかし、町並みの連続性の重要性は十分に認識され、また実態が詳細に把握されておらず、抽象的な概念によって捉えられているに過ぎない。

そこで、本研究では、京都市内の歴史的景観を有する地区の町並みの連続性を把握し、現状の町並み景観の連続性を形成し、維持する上での問題点を抽出することにより、連続性に配慮した景観整備方策を検討する上での課題を提起することを目的とする。

2. 連続性をつくり出す要素

連続性をつくり出す建築物の要素は、建築物の位置や高さ、意匠、テクスチャー(色彩や材質)など様々である。図-1 のように、これらは要素が持つ性質によって、建築物の構造、装飾を示す要素に分類することができる。

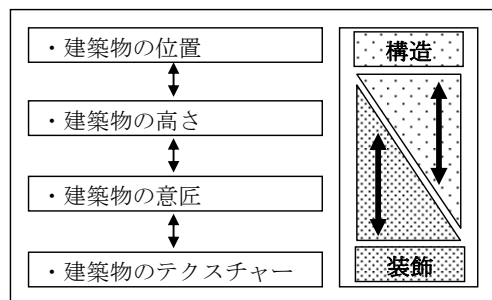


図-1 要素の関係図

連続性をつくり出す要素の中で、高さや位置などは建築物の構造に分類され、意匠やテクスチャーなどは建築物の装飾に分類される。本研究では、その中で、法制度で明確に基準を示し易く、整備を行いやすい、建築物の構造に分類される建築物の位置・高さをを用い、町並みの連続性を把握する。また、本研究では、建築物の位置を「道路中心線からの壁面位置の後退距離」、建築物の高さを「道路に面した壁面の軒高」と定義する。

3. 分析の方法と流れ

(1) 研究対象地域

京都市が行っている様々な地区指定の中で、最も歴史的な町並み保全を目的とした「歴史的景観保全修景地区」の中から、祇園縄手・新門前地区、祇園町南地区、上京小川地区の3地区を、「界わい景観整備地区 重要界わい景観整備地域(町並み型)」の中から、上京北野地区、千両ヶ辻地区の2地区を研究対象地域とする。

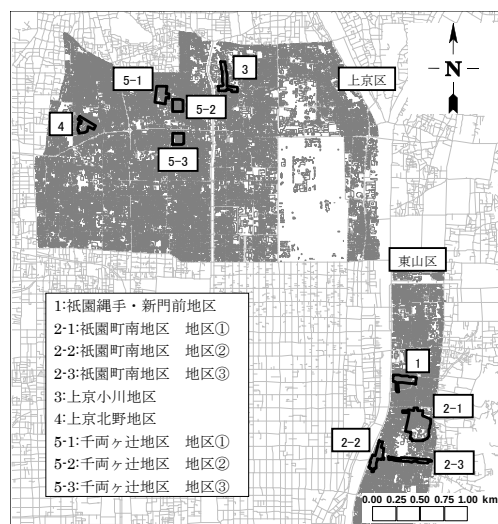


図-2 研究対象地域

(2) 連続性の評価方法

本研究では、建築物の壁面位置と軒高を測定し、そのばらつきを示す標準偏差によって連続性の評価を行う。標準偏差の値が大きいほど連続性が低く、標準偏差の値が小さいほど連続性が高いと評価する。

(3) 分析対象建築物群

本研究では、連続性を地区、街路区、街区という建築物群で評価する。

地区:「歴史的景観保全修景地区」、「界わい景観整備地区 重要界わい景観整備地域(町並み型)」に指定されている空間

街路区:道路に接する敷地とその敷地内の建築物を含めた空間

街区:道路に囲まれた一区画が向き合い、建築物群が道路を挟んでつくり出す空間

(4) 分析の流れ

- a) 街路区、街区別の連続性を評価することによって、京都市内の歴史的景観を有する地区の町並みの連続性の特徴を把握する。
- b) 地区別の連続性を評価、比較することによって、現状の町並み景観の連続性を形成し、維持する上で問題点を抽出し、それを考察することにより、連続性を考慮した景観整備方策の課題を検討する。

4. 地区別の連続性の比較

地区別の連続性の比較を行うと、図-3 のように、千両ヶ辻地区③における壁面位置の連続性の低下、祇園縄手・新門前地区における軒高の連続性の低下という問題点が挙げられる。その中で、千両ヶ辻地区③における壁面位置の連続性の低下について詳細に分析する。

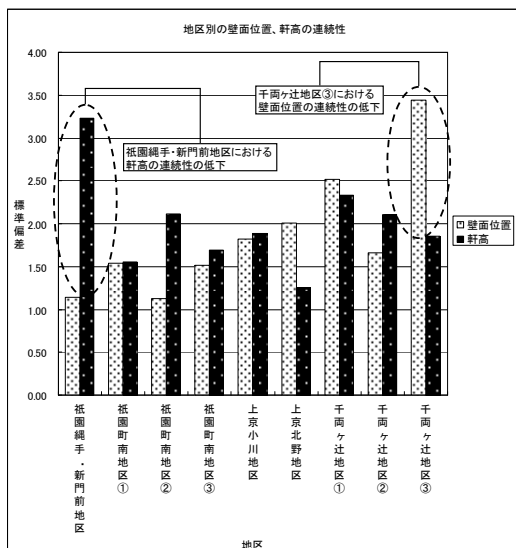


図-3 地区別の連続性

千両ヶ辻地区は、かつては歴史的町並みを形成してきたが、現在は建て替えの進む地区であり、建て替えの状況によって、建築物の形態の異なる3地区によって構成されている。

地区別の建築物の形態を見ると、表-1 のように、駐車場の標準寸法(5m×2.5m)が収まる道路境界からの壁面位置の後退距離が5m以上の建築物の割合は地区③が高い。つまり、地区③では駐車場確保のための壁面位置後退が多いと言え、駐車場確保のための壁面位置後退が多いことから、壁面位置の連続性の低下に繋がっていると考えられる。

表-1 千両ヶ辻地区における建築物の形態

	壁面後退距離が5m以上の割合
千両ヶ辻地区①	10%
千両ヶ辻地区②	3%
千両ヶ辻地区③	21%

このように千両ヶ辻地区は、地区によって建築物の形態が異なっているが、界わい景観整備地区制度による壁面位置の規制は地区①～③で同一であり、地区の状況を考慮した規制となっていない。そこで、連続性を考慮した景観整備方策として、地区の状況を考慮した規制が必要であると言える。

5. 連続性を考慮した景観整備方策の課題

壁面位置の規制は、壁面位置の道路境界からの最小距離、最大距離で定められており、壁面位置をその規制の幅に収めることで、連続性をつくり出している。この規制の幅が狭いほど、壁面位置の変動は小さくなり、連続性は高くなる。本研究でも、図-4 で示すように、連続性の高い地区の規制の幅は狭く、連続性の低い地区の規制の幅は広がった。しかし、上京小川地区、千両ヶ辻地区①、②では、連続性が高いにもかかわらず、規制の幅は広がった。こうした地区の規制は、地区の状況を考慮しているとは言えない。

そこで、規制が地区の状況を考慮していない地区では、規制の幅を狭めることが壁面位置の連続性の保全に繋がると考えられることから、壁面位置の規制の幅の収束が必要である。

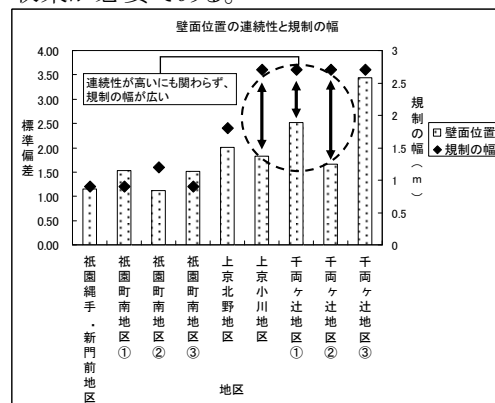


図-4 壁面位置の連続性と規制の幅

6. おわりに

本研究では、道路中心線からの壁面位置の後退距離、道路に面した壁面の軒高を用い、現状の町並み景観の連続性に関する問題点を抽出し、連続性を考慮した景観整備方策の検討を行った。今後は、意匠やテクスチャーの連続性を明らかにすると共に、連続性に作用する様々な要因について把握する必要がある。

参考文献

- 1) 河中俊（1998）「建築物の規制・誘導手法による市街地景観形成に関する調査研究」建設省建築研究所